

JA北海道信連

一資料編Ⅱ 自己資本の充実の状況等一

自己資本の充実の状況等 (単体)

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。業務の効率化等に取り組み、内部留保の増加に努め、さらに会員からの資本調達を行った結果、平成23年度末における自己資本比率は、16.42%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 446億円（前年度438億円）
- 後配出資による資本調達額 486億円（前年度484億円）
- 永久劣後特約付借入金 258億円（前年度258億円）

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の

評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
出 資 金	92,260	93,312
うち後配出資金	48,445	48,650
回 転 出 資 金	—	—
再 評 価 積 立 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
利 益 準 備 金	—	—
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	—	—
資 本 積 立 金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
次期繰越剰余金（又は次期繰越損失金）	△ 12,940	△ 3,708
処 分 未 済 持 分	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
営 業 権 相 当 額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基 本 的 項 目 (A)	79,319	89,603
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	3,135	2,930
一 般 貸 倒 引 当 金	568	291
相 互 援 助 積 立 金	5,589	5,589
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	25,800	25,800
負 債 性 資 本 調 達 手 段	25,800	25,800
期 限 付 劣 後 債 務	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (Δ)	△ 1,672	△ 1,234
補 完 的 項 目 (B)	33,421	33,377
自 己 資 本 総 額 (A)+(B) = (C)	112,740	122,980
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を含む。）および信用補完機能を持つI/Oストリップ（告示223条を準用する場合を含む。）	903	878
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
控 除 項 目 計 (D)	903	878
自 己 資 本 額 (C-D) = (E)	111,836	122,102
資 産（オン・バランス）項 目	649,323	660,052
オフ・バランス取引等項 目	46,860	59,596
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,515	23,772
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	717,698	743,421
T i e r 1 比 率 (A)/(F)	11.05%	12.05%
自 己 資 本 比 率 (E)/(F)	15.58%	16.42%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成22年度			平成23年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	307,712	—	—	362,214	—	—
我が国の地方公共団体向け	256,657	—	—	271,894	—	—
地方公共団体金融機関向け	12,412	—	—	5,682	—	—
我が国の政府関係機関向け	27,286	1,733	69	35,450	2,651	106
地方三公社向け	21,799	—	—	22,891	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,621,253	353,724	14,148	1,693,303	367,009	14,680
法人等向け	289,005	201,566	8,062	286,746	206,816	8,272
中小企業等向けおよび個人向け	16,449	12,150	486	16,203	12,062	482
抵当権付住宅ローン	107	37	1	51	17	0
不動産取得等事業向け	2,169	2,133	85	1,006	1,006	40
三月以上延滞等	815	550	22	965	517	20
信用保証協会等による保証付	35,382	3,298	131	26,751	2,488	99
出資等	99,631	99,631	3,985	105,622	105,622	4,224
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	70	0	0	294	1	0
証券化	30,831	8,562	342	30,209	9,768	390
上記以外	19,882	12,793	511	18,760	11,683	467
合 計	2,741,468	696,183	27,847	2,878,048	719,648	28,785

注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本額	21,515	860	23,772	950

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	717,698	28,707	743,421	29,736

2. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。また、内部格付等信用リスク管理の具体的な制度や重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される貸出金運用委員会にて審議を行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却、引当の計上基準」に基づき行っています。なお計上基準については注記表に記載しております。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
信用リスク期末残高計	2,710,636	704,227	640,365	—	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 信用リスク平均残高については、「期中増減額」等の計数把握が困難なエクスポージャーがあることから、算出しておりません。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国 内	2,689,430	704,227	619,158	—	2,829,894	770,339	682,927	2
国 外	21,206	—	21,206	—	17,944	—	17,944	—
合 計	2,710,636	704,227	640,365	—	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人	農 業	9,458	9,458	-	-	8,386	8,386	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	52,253	51,716	-	-	54,039	53,503	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	41,971	41,855	-	-	39,751	39,636	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,518	9,545	2,714	-	17,575	9,769	6,617	-
	運 輸 ・ 通 信 業	14,985	4,074	10,911	-	16,397	3,436	12,960	-
	金 融 ・ 保 険 業	1,622,718	224,673	148,068	-	1,686,300	284,050	147,467	2
	卸売・小売・飲食・サービス業	251,731	251,657	-	-	246,641	246,571	-	-
	日本国政府・地方公共団体	559,395	91,494	467,901	-	631,095	105,876	525,219	-
	そ の 他	10,768	-	10,768	-	8,606	-	8,606	-
個 人		19,752	19,752	-	-	19,109	19,109	-	-
そ の 他		114,081	-	-	-	119,935	-	-	-
合 計		2,710,636	704,227	640,365	-	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1 年以下		1,532,130	252,416	29,760	-	1,606,658	320,097	31,802	2
1 年超 3 年以下		225,485	88,270	137,214	-	221,315	86,020	135,294	-
3 年超 5 年以下		212,558	103,498	109,060	-	225,288	92,951	132,337	-
5 年超 7 年以下		227,677	55,843	171,833	-	233,039	74,416	158,622	-
7 年超 10 年以下		240,738	100,875	139,863	-	244,897	74,065	170,831	-
10 年超		150,960	98,328	52,632	-	170,568	98,586	71,982	-
期限の定めのないもの		121,086	4,995	-	-	146,070	24,202	-	-
合 計		2,710,636	704,227	640,365	-	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
国	内	815	965
国	外	—	—
合	計	815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

			平成22年度	平成23年度
法人	農	業	—	—
	林	業	—	—
	水	産 業	—	—
	製	造 業	—	—
	鉱	業	—	—
	建 設	・ 不 動 産 業	580	560
	電 気	・ ガス・熱供給・水道業	—	—
	運 輸	・ 通 信 業	—	—
	金 融	・ 保 険 業	140	314
	卸 売	・ 小 売・飲食・サービス業	95	90
	そ の 他		—	—
個 人			—	—
合 計			815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	404	568	—	404	568	568	291	—	568	291
個別貸倒引当金	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度					平成23年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	30	48	—	30	48	48	16	18	29	16
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	203	205	—	203	205	205	205	—	205	205
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,635	582	1,644	1,991	582	582	325	213	368	325
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	538	951	—	538	951	951	366	—	951	366
	卸売・小売・飲食・サービス業	772	524	220	544	532	532	410	3	520	418
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		39	11	20	18	11	11	15	0	11	15
合計		5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
法人	農業	—	0
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人		0	—
合計		0	0

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	657,715	657,715	—	723,323	723,323
	10%	—	50,318	50,318	—	51,407	51,407
	20%	12,762	1,550,052	1,562,815	9,204	1,617,223	1,626,427
	35%	—	107	107	—	51	51
	50%	128,248	431	128,680	123,693	655	124,348
	75%	—	16,270	16,270	—	16,127	16,127
	100%	18,493	275,855	294,348	21,925	283,921	305,846
	150%	—	381	381	—	306	306
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合 計		159,504	2,551,132	2,710,636	154,823	2,693,015	2,847,838

注) 1. 「格付有り」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付無し」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 2. 自己資本控除には、非同時決済に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取り扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。当会では、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。

また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	12,412	—	—	5,682	—
我が国の政府関係機関向け	—	9,948	—	—	8,931	—
地方三公社向け	—	21,799	—	—	22,891	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	0	—	—	105	—	—
法人等向け	467	10,882	—	452	8,861	—
中小企業等向けおよび個人向け	45	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	512	55,042	—	557	46,367	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手続等は定めておりません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

《平成22年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	0	—	—	—	0
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	—	0	—	—	—	0

《平成23年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	4	—	—	—	4
(2) 金利関連取引	2	2	—	—	—	2
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	2	—	—	—	2
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	2	9	—	—	—	9
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	2	9	—	—	—	9

注） 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。
再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する事項はありません

自己資本の充実の状況等 (単体)

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことですが、該当ありません。

証券化エクスポージャーの取得にあたっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管理部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管理部・リスク統括部署に報告する体制としております。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	3,001	—	1,453	—
	住宅ローン	2,905	—	2,348	—
	自動車ローン	8,487	—	8,409	—
	その他	17,341	—	18,875	—
	合計	31,735	—	31,087	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものはありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成22年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	28,388	227	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	305	6	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	1,188	47	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	950	61	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	903	903	自己資本控除	—	—
	合計	31,735	1,245	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成23年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	23,130	185	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	6,502	130	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	50	2	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	526	73	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	878	878	自己資本控除	—	—
	合計	31,087	1,268	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	903	878
合計	903	878

注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。

なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、システムリスク、事務リスク、法務リスク等について、それぞれ手続を定めて管理しています。

①システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当会では、セキュリティポリシー等を網羅した「システムリスクマネジメントに係る基本方針」を制定し、システムの統制・管理体制を整備し、リスクの未然防止と系統信用事業オンラインシステムの安全な運用に努めております。

また、災害等不測の事態により系統信用事業オンラインシステムが正常に機能しなくなるなどの緊急事態に適切に対処することを目的に、事前準備および緊急時対応策を定めた危機管理計画を策定し備えております。

②その他のリスク（事務リスク、法務リスク等）

当会では信用リスク、市場リスク、流動性リスク、シス

テムリスク以外のリスクを「その他リスク」とし、内部規程を定めて適切に管理しております。当会では、これらリスクの管理強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーに関する管理の方針および手続の概要

当会で保有する出資等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,579	2,579	2,781	2,781
非上場	93,294	93,294	93,294	93,294
合計	95,874	95,874	96,076	96,076

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	—	—	—	0	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
569	99	848	294

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

自己資本の充実の状況等 (単体)

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえたうえで、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っております。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、

取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量については、分散共分散法によるVaR（※）にて算出しています。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコントロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しております。なお、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済はないものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	32,107	18,752

自己資本の充実の状況等 (連結)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数並びに連結子会社の名称及び主要な業務内容	名 称	主要な業務内容
○ 連結子会社数 1社	北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成23年度末における自己資本比率は、内部留保に努め、また会員からの資本調達もあり16.44%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 446億円（前年度438億円）
- 後配出資による資本調達額 486億円（前年度484億円）
- 永久劣後特約付借入金 258億円（前年度258億円）

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

(1) 自己資本の構成

(単位: 百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
出 資 金	92,260	93,312
うち後配出資金	48,445	48,650
回 転 出 資 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	△ 12,689	△ 3,449
処 分 未 済 持 分	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	—	—
営 業 権 相 当 額	—	—
連 結 調 整 勘 定 相 当 額	—	—
の れ ん 相 当 額	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基 本 的 項 目 (A)	79,570	89,863
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿 価 額 の 差 額 の 4 5 % 相 当 額	3,135	2,930
一 般 貸 倒 引 当 金	568	291
相 互 援 助 積 立 金	5,589	5,589
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	25,800	25,800
負 債 性 資 本 調 達 手 段	25,800	25,800
期 限 付 劣 後 債 務	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (Δ)	△ 1,663	△ 1,229
補 完 的 項 目 (B)	33,430	33,382
自 己 資 本 総 額 (A)+(B) = (C)	113,000	123,245
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	—	—
連結範囲に含まれない金融子会社および 金融業務を営む子法人等、金融業務を 営む関連法人等の資本調達手段	—	—
非同時決済取引に係る控除額および信用リス ク削減手法として用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除と される証券化エクスポージャー（ファンドのうち 裏付資産を含む。）および信用補完機能を持つI/O ストリップ（告示223条を準用する場合を含む。）	903	878
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
控 除 項 目 計 (D)	903	878
自 己 資 本 額 (C)-(D) = (E)	112,097	122,367
資 産（オン・バランス）項 目	649,375	660,107
オフ・バランス取引等項 目	46,860	59,596
オペレーショナル・リスク相 当 額 を 8 % で 除 して 得 た 額	22,923	24,546
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	719,159	744,250
T i e r 1 比 率 (A / F)	11.06%	12.07%
自 己 資 本 比 率 (E / F)	15.58%	16.44%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成22年度			平成23年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央政府向け	307,712	—	—	362,214	—	—
我が国の地方公共団体向け	256,657	—	—	271,894	—	—
地方公共団体金融機関向け	12,412	—	—	5,682	—	—
我が国の政府関係機関向け	27,286	1,733	69	35,450	2,651	106
地方三公社向け	21,799	—	—	22,891	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,621,253	353,724	14,148	1,693,303	367,009	14,680
法人等向け	289,005	201,566	8,062	286,746	206,816	8,272
中小企業等向けおよび個人向け	16,449	12,150	486	16,203	12,062	482
抵当権付住宅ローン	107	37	1	51	17	0
不動産取得等事業向け	2,169	2,133	85	1,006	1,006	40
三月以上延滞等	815	550	22	965	517	20
信用保証協会等による保証付き	35,382	3,298	131	26,751	2,488	99
出資等	99,621	99,621	3,984	105,612	105,612	4,224
複数の資産を裏付とする資産（所謂 ファンド）のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	70	0	0	294	1	0
証券化	30,831	8,562	342	30,209	9,768	390
上記以外	19,945	12,856	514	18,825	11,748	469
合 計	2,741,521	696,235	27,849	2,878,103	719,703	28,788

注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額	22,923	916	24,546	981

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	719,139	28,765	744,250	29,770

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P85）をご参照ください。

（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
信用リスク期末残高計	2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 信用リスク平均残高については、「期中増減額」等の計数把握が困難なエクスポージャーがあることから、算出しておりません。

（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

（単位：百万円）

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国 内	2,689,483	704,227	619,158	－	2,829,950	770,339	682,927	2
国 外	21,206	－	21,206	－	17,944	－	17,944	－
合 計	2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人	農 業	9,458	9,458	－	－	8,386	8,386	－	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	52,253	51,716	－	－	54,039	53,503	－	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業	41,971	41,855	－	－	39,751	39,636	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,518	9,545	2,714	－	17,575	9,769	6,617	－
	運 輸 ・ 通 信 業	14,985	4,074	10,911	－	16,397	3,436	12,960	－
	金 融 ・ 保 険 業	1,622,718	224,673	148,068	－	1,686,300	284,050	147,467	2
	卸売・小売・飲食・サービス業	251,730	251,657	－	－	246,696	246,571	－	－
	日本国政府・地方公共団体	559,395	91,494	467,901	－	631,095	105,876	525,219	－
	上 記 以 外	10,768	－	10,768	－	8,606	－	8,606	－
個 人		19,752	19,752	－	－	19,109	19,109	－	－
そ の 他		114,134	－	－	－	119,935	－	－	－
合 計		2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1 年以下	1,532,129	252,416	29,760	－	1,606,658	320,097	31,802	2
1 年超 3 年以下	225,485	88,270	137,214	－	221,315	86,020	135,294	－
3 年超 5 年以下	212,558	103,498	109,060	－	225,288	92,951	132,337	－
5 年超 7 年以下	227,677	55,843	171,833	－	233,039	74,416	158,622	－
7 年超 10 年以下	240,738	100,875	139,863	－	244,897	74,065	170,831	－
10 年超	150,960	98,328	52,632	－	170,568	98,586	71,982	－
期限の定めのないもの	121,139	4,995	－	－	146,126	24,202	－	－
合 計	2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
国	内	815	965
国	外	—	—
合	計	815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
法人	農 業	—	—
	林 業	—	—
	水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	鉱 業	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	580	560
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	140	314
	卸売・小売・飲食・サービス業	95	90
	日本国政府・地方公共団体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人		—	—
そ の 他		—	—
合 計		815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	404	568	—	404	568	568	291	—	568	291
個別貸倒引当金	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度					平成23年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	30	48	—	30	48	48	16	18	29	16
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	203	205	—	203	205	205	205	—	205	205
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,635	582	1,644	1,991	582	582	325	213	368	325
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	538	951	—	538	951	951	366	—	951	366
	卸売・小売・飲食・サービス業	772	524	220	544	532	532	410	3	520	418
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		39	11	20	18	11	11	15	0	11	15
合計		5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
法人	農業	—	0
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人		0	—
合計		0	0

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	657,715	657,715	—	723,323	723,323
	10%	—	50,318	50,318	—	51,407	51,407
	20%	12,762	1,550,052	1,562,814	9,204	1,617,223	1,626,427
	35%	—	107	107	—	51	51
	50%	128,248	431	128,680	123,693	655	124,348
	75%	—	16,270	16,270	—	16,127	16,127
	100%	18,493	275,908	294,401	21,925	283,976	305,902
	150%	—	381	381	—	306	306
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合 計		159,504	2,551,185	2,710,689	154,823	2,693,071	2,847,894

注) 1. 「格付有り」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付無し」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 2. 自己資本控除には、非同時決済に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等の開示内容（P89）をご参照ください。
 については、単体に準じて管理しています。具体的内容は単体

(1) 標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	12,412	—	—	5,682	—
我が国の政府関係機関向け	—	9,948	—	—	8,931	—
地方三公社向け	—	21,799	—	—	22,891	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	—	—	105	—	—
法人等向け	467	10,882	—	452	8,861	—
中小企業等向けおよび個人向け	45	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
その他の他	—	—	—	—	—	—
合 計	512	55,042	—	557	46,367	—

注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済期間取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P90）をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成22年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	0	—	—	—	0
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	—	0	—	—	—	0

平成23年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	4	—	—	—	4
(2) 金利関連取引	2	2	—	—	—	2
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	2	—	—	—	2
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	2	9	—	—	—	9
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	2	9	—	—	—	9

注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する事項はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P92）をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	3,001	—	1,453	—
	住宅ローン	2,905	—	2,348	—
	自動車ローン	8,487	—	8,409	—
	その他	17,341	—	18,875	—
	合計	31,735	—	31,087	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものはありません。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成22年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	28,388	227	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	305	6	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	1,188	47	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	950	61	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	903	903	自己資本控除	—	—
	合計	312,735	1,245	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成23年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	23,130	185	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	6,502	130	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	50	2	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	526	73	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	878	878	自己資本控除	—	—
	合計	31,087	1,268	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	903	878
合計	903	878

注) 1. 自己資本比率告示223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBBー未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。
 なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、単体に準じた内容としています。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資又は株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P94）をご参照ください。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,579	2,579	2,781	2,781
非上場	93,284	93,284	93,284	93,284
合計	95,864	95,864	96,066	96,066

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	—	—	—	0	—

自己資本の充実の状況等 (連結)

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
569	99	848	294

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めています

ん。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P96) をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	32,107	18,752

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	128	32

(注1) 対象役員は、経営管理委員15名、理事7名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、平成23年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）平成23年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。